平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県阿久根市琴平町91番地、前住所鹿児島県阿久根市山下3928番地
債務者　冨永　澄子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
神奈川県南足柄市雨坪468番地11
債務者　𠮷辻　　力
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６０号
千葉県流山市野々下６丁目98番地の４　マーヴェラスヒル203
債務者　牛島　絢也
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４３号
千葉県松戸市栄町５丁目335番地　丸宏マンション205号
債務者　大澤　義雄
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５２号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘307号
債務者　岡島　　勤
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６８号
神奈川県平塚市万田962番地の13
債務者　山本恵里奈
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２０３号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目８番地の８　グランドゥール107号、前住所神奈川県秦野市戸川558番地の１　ヴァルトハイム102号
債務者　山室美佐紀
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２８号
神奈川県小田原市荻窪314番地　セイワハイツ103号
債務者　小山利惠子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０６号
青森市大字飛鳥字塩越66番地２
債務者　大水　睦子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地４
債務者　田中　淳平
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
青森県弘前市大字早稲田４丁目５番地３　セジュール早稲田Ａ－103号
債務者　芳賀　美樹
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７６８号
愛知県あま市七宝町桂弥勒20番地
債務者　河合きよう
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３号
山口県下松市大字西豊井1407番地27　ファミールサーシャ101号
債務者　岩本　和恵
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１１４号
佐賀県多久市多久町2289番地
債務者　永石　幸典
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
佐賀県小城市小城町船田12番地
債務者　村岡　典彦
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
熊本市東区三郎１丁目13番24号
債務者　上村　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６３号
熊本市東区三郎１丁目13番24号
債務者　上村梨知子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係